

H31 年度保存版

保 護 者 様

※このお知らせは、1年間各ご家庭で見やすい場所に保管しておいてください。

平成 31 年 4 月

大阪市教育委員会
大阪市立神路小学校
校長 小島 成起

非常変災時等の措置について

標題について、これまでの気象状況や災害状況に鑑み、次に示す基準により臨時休業等の措置をとりますので、ご理解ご協力いただきますようお願ひいたします。

学校が休み（臨時休業）となる場合

午前7時の時点、および午前7時を過ぎて始業時刻までに

- 大阪府全域または大阪市に「暴風(雪)警報」もしくは「特別警報」及び地震に係る「警戒宣言」が発令・発表されている場合
- 東成区において、河川氾濫の「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」又は「避難指示（緊急）」の発令があった場合
- 大阪市内のいずれかの地域において、震度5弱以上の地震が発生（気象庁発表）した場合
- 「南海トラフ地震に関する情報」（臨時）のうち、「観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された場合」に関するもの（気象庁発表）が発表された場合
- 大阪市長及び大阪市教育委員会から指示があった場合
- その他、上記に関わらず、学校長が、児童の安全が確保できない場合や教育施設の被害その他教育活動の実施が困難となる事態が生じた場合又はこれらの事態が生じるおそれがあると認められる場合等、学校運営に支障をきたすと判断した場合

※ 震度5弱未満の地震が発生した場合や暴風(雪)警報や特別警報の発令の有無にかかわらず、児童の登校の安全が危ぶまれる場合は、保護者の判断で、安全が確保されるまで自宅で待機するようにしてください。登下校中に災害等が発生した場合、その状況に応じ、自宅、学校、その他近くの安全な場所等に避難することや、どのような行動をとることが安全確保につながるか等、事前に話し合っておいてください。

臨時休校時に児童が登校してきた場合 / 登校後に各種警報等が発令（発表）された場合

大阪市教育委員会の通知に基づき、発令（発表）内容に応じて以下のいずれかの措置をとります。

- ①校内にて児童の安全確保を最優先に行い、状況に応じた待機場所で待機させる。
- ②保護者による児童の引き取りをお願いする。
- ③在宅が確認された児童は、教職員による引率のもと、下校させる。

※上記の措置をとった場合の保護者への連絡について

- ・保護者メールにて、全保護者（登録済の方）に臨時休校等、学校がとる措置のお知らせを送信する。（メールが送信できない場合は、電話連絡等）
- ・学校ホームページにて、臨時休校等のお知らせ及びその対応を掲載する。

※学校がとる非常変災時の措置は、教育委員会の通知があれば、年度途中でも改訂することができます。必ず、最新版を確認するようにしてください。なお、このお知らせは、学校ホームページにも掲載しています。